

議案第 6 0 号

大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、国家公務員に準じた職員の給与改定を実施することに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大口町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第20条の3まで」の次に「及び附則第20項第3号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第20項第3号において同じ。」を加える。

第21条第1項中「この条」の次に「及び附則第20項第4号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第20項第4号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

附則第20項を次のように改める。

20 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第24条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により100分の50を乗じて得た額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該

特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその100分の50を乗じて得た額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第22項から第24項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項並びに附則第22項及び第23項において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計

額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 24 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 21 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 20 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 24 項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 21 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第 26 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与
当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 26 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 26 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 26 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 26 条第 6 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表（一）	6 級

附則に次の 4 項を加える。

21 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

22 附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第

16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに第23条第1項に規定する町長が規則で定める手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に52を乗じたものから第23条第1項に規定する町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額並びに第23条第1項に規定する町長が規則で定める手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第23条第1項に規定する町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

23 附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

24 附則第20項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条、第7条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
1		135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2		136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3		137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4		139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5		140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
6		141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
7		142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
8		143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
9		144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
10		145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
11		147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12		148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13		149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14		151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15		152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16		154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17		155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
18		157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
19		158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
20		160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
21		161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
22		164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
23		166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24		169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25		172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26		173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27		175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28		177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29		178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30		180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31		182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32		184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33		185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34		187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35		188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36		190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37		191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38		192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39		194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40		195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41		196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42		198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43		199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44		200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45		202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46		203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47		204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48		205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49		207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50		208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51		209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52		210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800

53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600	
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000		
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700		
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400		
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900		
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600		
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300		
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000		
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500		
86	239,700	295,700	344,500	385,700			
87	240,400	296,100	345,000	386,300			
88	241,100	296,500	345,500	386,900			
89	241,900	296,800	345,900	387,600			
90	242,400	297,200	346,400	388,200			
91	242,900	297,600	346,900	388,800			
92	243,400	298,000	347,400	389,400			
93	243,700	298,200	347,700	390,100			
94		298,600	348,200				
95		299,000	348,700				
96		299,400	349,200				
97		299,600	349,500				
98		300,000	350,000				
99		300,400	350,500				
100		300,800	351,000				
101		301,000	351,300				
102		301,400	351,700				
103		301,800	352,100				
104		302,200	352,500				
105		302,400	353,000				
106		302,800	353,400				
107		303,200	353,800				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200	355,100				
111		304,600	355,500				

	112		305,000	355,900				
	113		305,200	356,400				
	114		305,600					
	115		306,000					
	116		306,400					
	117		306,600					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,200					
	123		308,500					
	124		308,800					
	125		309,200					
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条、第7条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300
	2	122,500	174,100	195,900	248,700
	3	123,500	175,600	197,300	250,100
	4	124,400	177,100	198,700	251,500
	5	125,400	178,500	200,100	252,700
	6	126,400	180,000	201,600	254,000
	7	127,400	181,500	203,100	255,300
	8	128,400	183,000	204,600	256,600
	9	129,200	184,500	206,100	257,700
	10	130,200	185,700	207,700	259,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300
	12	132,300	188,300	210,900	261,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700
	14	134,100	190,800	214,000	263,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100
	16	136,100	193,200	217,400	266,200
	17	137,200	194,400	218,900	267,400
	18	138,400	195,600	220,100	268,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800
	20	140,800	197,800	222,500	271,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000
	22	143,100	200,000	225,400	273,100
	23	144,300	201,200	227,000	274,200
	24	145,500	202,400	228,600	275,300
	25	146,700	203,600	230,300	276,400
	26	148,200	204,900	231,800	277,500
	27	149,700	206,200	233,300	278,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800
	30	154,100	210,100	237,600	281,900
	31	155,600	211,400	239,000	283,000
	32	157,100	212,700	240,400	284,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000
	34	160,400	215,000	243,100	286,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200
	36	164,000	217,700	245,900	288,300
	37	165,800	218,800	247,200	289,000
	38	167,500	220,100	248,600	289,900
	39	169,200	221,400	250,000	290,800
	40	170,900	222,700	251,400	291,800
	41	172,500	223,800	252,600	292,700
	42	173,900	225,000	253,900	293,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700
	44	176,700	227,400	256,500	295,700
	45	178,200	228,600	257,600	296,500
	46	179,600	229,800	258,800	297,400
	47	181,000	231,000	260,000	298,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200
	49	183,700	233,400	262,500	300,100
	50	184,900	234,600	263,700	301,000
	51	186,100	235,800	264,900	301,900
	52	187,300	237,000	266,000	302,800

53	188,400	238,200	267,100	303,600
54	189,500	239,200	268,300	304,400
55	190,600	240,200	269,500	305,200
56	191,700	241,200	270,700	306,000
57	192,800	242,300	271,700	306,800
58	193,900	243,300	272,800	307,600
59	195,000	244,300	273,900	308,400
60	196,100	245,300	275,000	309,200
61	197,200	246,300	276,100	309,800
62	198,100	247,200	277,200	310,500
63	199,000	248,100	278,300	311,200
64	199,900	249,000	279,400	311,900
65	200,600	250,000	280,300	312,600
66	201,400	250,800	281,100	313,200
67	202,200	251,600	281,900	313,800
68	203,000	252,400	282,800	314,400
69	203,600	253,200	283,700	315,100
70	204,200	253,800	284,500	315,600
71	204,700	254,400	285,300	316,100
72	205,300	255,000	286,100	316,600
73	205,900	255,300	287,000	316,900
74	206,600	255,700	287,800	317,400
75	207,300	256,200	288,600	317,900
76	208,100	256,700	289,400	318,400
77	208,500	257,300	290,200	318,700
78	209,200	257,800	290,800	319,100
79	209,900	258,300	291,400	319,500
80	210,600	258,800	292,000	319,900
81	211,300	259,200	292,500	320,400
82	212,000	259,500	293,100	320,800
83	212,700	259,800	293,700	321,200
84	213,400	260,100	294,300	321,600
85	214,100	260,500	294,800	322,000
86	214,800	260,900	295,400	322,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800
88	216,200	261,700	296,600	323,200
89	216,800	261,900	297,000	323,500
90	217,400	262,300	297,500	323,900
91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300
100	222,700	265,700	302,400	327,700
101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,200	268,400	306,000	
110	227,600	268,700	306,400	
111	228,100	269,000	306,800	

	112	228,600	269,300	307,200	
	113	229,100	269,600	307,500	
	114	229,600	269,900	307,900	
	115	230,100	270,200	308,300	
	116	230,600	270,500	308,700	
	117	231,000	270,800	309,000	
	118	231,400	271,100	309,400	
	119	231,800	271,400	309,800	
	120	232,200	271,700	310,200	
	121	232,600	271,900	310,500	
	122		272,200	310,900	
	123		272,500	311,300	
	124		272,800	311,700	
	125		272,900	311,900	
	126		273,200	312,300	
	127		273,500	312,700	
	128		273,800	313,100	
	129		273,900	313,300	
	130		274,200	313,700	
	131		274,500	314,100	
	132		274,800	314,500	
	133		274,900	314,700	
	134		275,200		
	135		275,500		
	136		275,800		
	137		275,900		
再任用職員		192,200	203,500	225,700	247,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

第2条 大口町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附則第24項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

(大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「条例第26号」の次に「。第1号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて」を「次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて」に改め、「に相当する額」の次に「(給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の大口町職員の給与

に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号。附則第5条において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第20項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（大口町職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第25条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第20項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）附則第7項の規定を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して町長の定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち町長の定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の町長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して町長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	1 級	1 号給から 9 3 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 4 8 号給まで
	4 級	1 号給から 3 2 号給まで
	5 級	1 号給から 2 4 号給まで
	6 級	1 号給から 1 6 号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
行政職給料表（二）	1 級	1 号給から 1 0 8 号給まで
	2 級	1 号給から 7 2 号給まで
	3 級	1 号給から 6 4 号給まで
	4 級	1 号給から 3 6 号給まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して町長の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

- 2 平成 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において町長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して町長の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び町長の定める者との権衡を考慮して町長の定める額」とする。
（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

第 3 条 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 20 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

第 4 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、町長が定める。

(育児休業条例の一部改正)

第5条 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第20項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額(」とあるのは「号給の給料月額に大口町職員の育児休業等に関する条例(平成4年大口町条例第1号)第16条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額(」と、「同項の」とあるのは「第24条第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
- 4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 短時間勤務職員に対する給与条例附則第20項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額(」とあるのは「号給の給料月額に大口町職員の育児休業等に関する条例(平成4年大口町条例第1号)第18条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額(」と、「同項の」とあるのは「第24条第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」とする。
- 6 育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第23

条第 2 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例附則第 23 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 6 条 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年大口町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 7 項中「(次条の規定を除く。)」を削る。

附則に次の 1 条を加える。

(大口町職員の給与に関する条例附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第 5 条 大口町職員の給与に関する条例附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 23 条第 2 項」とあるのは、「附則第 23 項」とする。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条）

新	旧
（期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで及び<u>附則第20項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第20項第3号</u>において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 略 6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び<u>附則第20項第4号</u>にお	（期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 略 6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準

新	旧
いてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤奨手当の額は、勤奨手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤奨手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤奨手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第20条第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤奨手当基礎額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則 1～19 略 <u>20 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次</u>	日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤奨手当の額は、勤奨手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤奨手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤奨手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の70</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤奨手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則 1～19 略 <u>(平成21年6月に支給する期末手当及び勤奨手当に関する特例措置)</u> <u>20 平成21年6月に支給する期末手当及び勤奨手当に関する第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の1</u>

新	旧
<u>に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u> (1) <u>給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第２４条第２項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により１００分の５０を乗じて得た額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその１００分の５０を乗じて得た額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第２２項から第２４項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項並びに附則第２２項及び第２３項において「給料月額減額基礎額」という。））</u> (2) <u>地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）</u> (3) <u>期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第２０条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えな</u>	<u>２５」とあるのは「１００分の７０」と、第２１条第２項第１号中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、同項第２号中「１００分の３５」とあるのは「１００分の３０」とする。</u>

新	旧
<u>い範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）</u> <u>(4) 勤勉手当</u> <u>それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第24項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額</u>	

新	旧				
に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 24 項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 21 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額) (5) 第 26 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 第 26 条第 1 項 前各号に定める額 イ 第 26 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額 ウ 第 26 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額 エ 第 26 条第 6 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <td>給料表</td><td>職務の級</td></tr> <tr> <td>行政職給料表 (一)</td><td>6 級</td></tr> </table> 21 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、町長が定める。 22 附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 16 条から第 18 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに第 23 条第 1 項に規定する町長が規則で定める手当の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間 (勤務時間条例第 2 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間をいう。以下この項及び次項において同じ。) に 52 を乗じたものから第 23 条第 1 項に規定す	給料表	職務の級	行政職給料表 (一)	6 級	
給料表	職務の級				
行政職給料表 (一)	6 級				

新	旧
<u>る町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額並びに第23条第1項に規定する町長が規則で定める手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第23条第1項に規定する町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。</u> <u>23 附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。</u> <u>24 附則第20項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</u>	

新

別表第1（第4条、第7条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
1		135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2		136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3		137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4		139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5		140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
6		141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
7		142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
8		143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
9		144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
10		145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
11		147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12		148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13		149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14		151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15		152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16		154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17		155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
18		157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
19		158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
20		160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
21		161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
22		164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
23		166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24		169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25		172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26		173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27		175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28		177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29		178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30		180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31		182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32		184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33		185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34		187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35		188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36		190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37		191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38		192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39		194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40		195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41		196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42		198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43		199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44		200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45		202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46		203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47		204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48		205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49		207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400

50	<u>208,200</u>	<u>266,400</u>	<u>312,200</u>	<u>359,700</u>	<u>379,200</u>	<u>406,600</u>	<u>450,200</u>
51	<u>209,300</u>	<u>267,700</u>	<u>313,800</u>	<u>360,900</u>	<u>380,000</u>	<u>407,300</u>	<u>451,000</u>
52	<u>210,400</u>	<u>269,000</u>	<u>315,400</u>	<u>362,000</u>	<u>380,800</u>	<u>408,000</u>	<u>451,800</u>
53	<u>211,600</u>	<u>270,100</u>	<u>317,100</u>	<u>363,000</u>	<u>381,700</u>	<u>408,800</u>	<u>452,400</u>
54	<u>212,600</u>	<u>271,400</u>	<u>318,700</u>	<u>364,100</u>	<u>382,400</u>	<u>409,500</u>	<u>453,200</u>
55	<u>213,600</u>	<u>272,700</u>	<u>320,300</u>	<u>365,100</u>	<u>383,100</u>	<u>410,200</u>	<u>454,000</u>
56	<u>214,600</u>	<u>274,000</u>	<u>321,900</u>	<u>366,200</u>	<u>383,800</u>	<u>410,900</u>	<u>454,800</u>
57	<u>215,400</u>	<u>275,200</u>	<u>323,400</u>	<u>367,100</u>	<u>384,500</u>	<u>411,600</u>	<u>455,400</u>
58	<u>216,400</u>	<u>276,300</u>	<u>324,600</u>	<u>367,800</u>	<u>385,100</u>	<u>412,300</u>	<u>456,200</u>
59	<u>217,300</u>	<u>277,400</u>	<u>325,800</u>	<u>368,500</u>	<u>385,800</u>	<u>413,000</u>	<u>457,000</u>
60	<u>218,300</u>	<u>278,500</u>	<u>327,000</u>	<u>369,200</u>	<u>386,500</u>	<u>413,700</u>	<u>457,800</u>
61	<u>219,200</u>	<u>279,700</u>	<u>328,100</u>	<u>369,800</u>	<u>387,000</u>	<u>414,300</u>	<u>458,400</u>
62	<u>220,200</u>	<u>280,700</u>	<u>329,100</u>	<u>370,500</u>	<u>387,700</u>	<u>415,000</u>	
63	<u>221,200</u>	<u>281,700</u>	<u>330,000</u>	<u>371,200</u>	<u>388,400</u>	<u>415,700</u>	
64	<u>222,200</u>	<u>282,700</u>	<u>331,000</u>	<u>371,900</u>	<u>389,100</u>	<u>416,400</u>	
65	<u>223,000</u>	<u>283,500</u>	<u>331,900</u>	<u>372,400</u>	<u>389,600</u>	<u>416,900</u>	
66	<u>224,000</u>	<u>284,400</u>	<u>332,700</u>	<u>373,100</u>	<u>390,300</u>	<u>417,500</u>	
67	<u>225,000</u>	<u>285,300</u>	<u>333,500</u>	<u>373,800</u>	<u>391,000</u>	<u>418,200</u>	
68	<u>226,100</u>	<u>286,200</u>	<u>334,300</u>	<u>374,500</u>	<u>391,700</u>	<u>418,900</u>	
69	<u>226,900</u>	<u>287,200</u>	<u>335,200</u>	<u>375,000</u>	<u>392,200</u>	<u>419,400</u>	
70	<u>227,700</u>	<u>288,000</u>	<u>335,900</u>	<u>375,700</u>	<u>392,900</u>	<u>420,100</u>	
71	<u>228,500</u>	<u>288,800</u>	<u>336,600</u>	<u>376,400</u>	<u>393,600</u>	<u>420,800</u>	
72	<u>229,300</u>	<u>289,600</u>	<u>337,300</u>	<u>377,100</u>	<u>394,300</u>	<u>421,500</u>	
73	<u>230,100</u>	<u>290,400</u>	<u>337,800</u>	<u>377,600</u>	<u>394,800</u>	<u>422,000</u>	
74	<u>230,800</u>	<u>290,900</u>	<u>338,400</u>	<u>378,300</u>	<u>395,500</u>	<u>422,700</u>	
75	<u>231,500</u>	<u>291,400</u>	<u>339,000</u>	<u>379,000</u>	<u>396,200</u>	<u>423,400</u>	
76	<u>232,200</u>	<u>291,900</u>	<u>339,600</u>	<u>379,700</u>	<u>396,900</u>	<u>424,100</u>	
77	<u>233,000</u>	<u>292,300</u>	<u>340,000</u>	<u>380,200</u>	<u>397,300</u>	<u>424,600</u>	
78	<u>233,800</u>	<u>292,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,800</u>	<u>398,000</u>		
79	<u>234,600</u>	<u>293,100</u>	<u>341,000</u>	<u>381,400</u>	<u>398,700</u>		
80	<u>235,400</u>	<u>293,500</u>	<u>341,500</u>	<u>382,000</u>	<u>399,400</u>		
81	<u>236,100</u>	<u>293,800</u>	<u>342,000</u>	<u>382,700</u>	<u>399,900</u>		
82	<u>236,800</u>	<u>294,200</u>	<u>342,500</u>	<u>383,300</u>	<u>400,600</u>		
83	<u>237,500</u>	<u>294,600</u>	<u>343,000</u>	<u>383,900</u>	<u>401,300</u>		
84	<u>238,200</u>	<u>295,000</u>	<u>343,500</u>	<u>384,500</u>	<u>402,000</u>		
85	<u>239,000</u>	<u>295,300</u>	<u>344,000</u>	<u>385,100</u>	<u>402,500</u>		
86	<u>239,700</u>	<u>295,700</u>	<u>344,500</u>	<u>385,700</u>			
87	<u>240,400</u>	<u>296,100</u>	<u>345,000</u>	<u>386,300</u>			
88	<u>241,100</u>	<u>296,500</u>	<u>345,500</u>	<u>386,900</u>			
89	<u>241,900</u>	<u>296,800</u>	<u>345,900</u>	<u>387,600</u>			
90	<u>242,400</u>	<u>297,200</u>	<u>346,400</u>	<u>388,200</u>			
91	<u>242,900</u>	<u>297,600</u>	<u>346,900</u>	<u>388,800</u>			
92	<u>243,400</u>	<u>298,000</u>	<u>347,400</u>	<u>389,400</u>			
93	<u>243,700</u>	<u>298,200</u>	<u>347,700</u>	<u>390,100</u>			
94		<u>298,600</u>	<u>348,200</u>				
95		<u>299,000</u>	<u>348,700</u>				
96		<u>299,400</u>	<u>349,200</u>				
97		<u>299,600</u>	<u>349,500</u>				
98		<u>300,000</u>	<u>350,000</u>				
99		<u>300,400</u>	<u>350,500</u>				
100		<u>300,800</u>	<u>351,000</u>				
101		<u>301,000</u>	<u>351,300</u>				
102		<u>301,400</u>	<u>351,700</u>				
103		<u>301,800</u>	<u>352,100</u>				
104		<u>302,200</u>	<u>352,500</u>				
105		<u>302,400</u>	<u>353,000</u>				
106		<u>302,800</u>	<u>353,400</u>				
107		<u>303,200</u>	<u>353,800</u>				
108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				

	109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
	110		<u>304,200</u>	<u>355,100</u>				
	111		<u>304,600</u>	<u>355,500</u>				
	112		<u>305,000</u>	<u>355,900</u>				
	113		<u>305,200</u>	<u>356,400</u>				
	114		<u>305,600</u>					
	115		<u>306,000</u>					
	116		<u>306,400</u>					
	117		<u>306,600</u>					
	118		<u>306,900</u>					
	119		<u>307,200</u>					
	120		<u>307,500</u>					
	121		<u>307,900</u>					
	122		<u>308,200</u>					
	123		<u>308,500</u>					
	124		<u>308,800</u>					
	125		<u>309,200</u>					
再任用職員		<u>186,300</u>	<u>214,000</u>	<u>258,400</u>	<u>278,700</u>	<u>294,300</u>	<u>320,300</u>	<u>363,000</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 2 5 条に規定する職員を除く。

旧

別表第1（第4条、第7条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
1		135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2		136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3		137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4		139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5		140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600
6		141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200
7		142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800
8		143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400
9		144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000
10		145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700
11		147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400
12		148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100
13		149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700
14		151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000
15		152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400
16		154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800
17		155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100
18		157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200
19		158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300
20		160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400
21		161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500
22		164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500
23		166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500
24		169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500
25		172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600
26		173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200
27		175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800
28		177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400
29		178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100
30		180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400
31		182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700
32		184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000
33		185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300
34		187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600
35		188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900
36		190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100
37		191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400
38		192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300
39		194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200
40		195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100
41		196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900
42		198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700
43		199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500
44		200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300
45		202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100
46		203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900
47		204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700
48		205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500
49		207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100

50	<u>208,200</u>	<u>266,400</u>	<u>312,400</u>	<u>359,900</u>	<u>379,500</u>	<u>407,100</u>	<u>450,900</u>
51	<u>209,300</u>	<u>267,700</u>	<u>314,000</u>	<u>361,100</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>451,700</u>
52	<u>210,400</u>	<u>269,000</u>	<u>315,600</u>	<u>362,300</u>	<u>381,100</u>	<u>408,500</u>	<u>452,500</u>
53	<u>211,600</u>	<u>270,100</u>	<u>317,300</u>	<u>363,300</u>	<u>382,000</u>	<u>409,300</u>	<u>453,100</u>
54	<u>212,600</u>	<u>271,400</u>	<u>318,900</u>	<u>364,400</u>	<u>382,700</u>	<u>410,000</u>	<u>453,900</u>
55	<u>213,600</u>	<u>272,700</u>	<u>320,500</u>	<u>365,400</u>	<u>383,400</u>	<u>410,700</u>	<u>454,700</u>
56	<u>214,600</u>	<u>274,000</u>	<u>322,100</u>	<u>366,500</u>	<u>384,100</u>	<u>411,400</u>	<u>455,500</u>
57	<u>215,400</u>	<u>275,200</u>	<u>323,600</u>	<u>367,400</u>	<u>384,800</u>	<u>412,100</u>	<u>456,100</u>
58	<u>216,400</u>	<u>276,300</u>	<u>324,800</u>	<u>368,100</u>	<u>385,500</u>	<u>412,800</u>	<u>456,900</u>
59	<u>217,300</u>	<u>277,400</u>	<u>326,000</u>	<u>368,800</u>	<u>386,200</u>	<u>413,500</u>	<u>457,700</u>
60	<u>218,300</u>	<u>278,500</u>	<u>327,200</u>	<u>369,500</u>	<u>386,900</u>	<u>414,200</u>	<u>458,500</u>
61	<u>219,200</u>	<u>279,700</u>	<u>328,300</u>	<u>370,100</u>	<u>387,400</u>	<u>414,800</u>	<u>459,100</u>
62	<u>220,200</u>	<u>280,700</u>	<u>329,300</u>	<u>370,800</u>	<u>388,100</u>	<u>415,500</u>	
63	<u>221,200</u>	<u>281,700</u>	<u>330,200</u>	<u>371,500</u>	<u>388,800</u>	<u>416,200</u>	
64	<u>222,200</u>	<u>282,700</u>	<u>331,200</u>	<u>372,200</u>	<u>389,500</u>	<u>416,900</u>	
65	<u>223,000</u>	<u>283,700</u>	<u>332,100</u>	<u>372,700</u>	<u>390,000</u>	<u>417,400</u>	
66	<u>224,000</u>	<u>284,600</u>	<u>332,900</u>	<u>373,400</u>	<u>390,700</u>	<u>418,000</u>	
67	<u>225,000</u>	<u>285,500</u>	<u>333,700</u>	<u>374,100</u>	<u>391,400</u>	<u>418,700</u>	
68	<u>226,100</u>	<u>286,400</u>	<u>334,500</u>	<u>374,800</u>	<u>392,100</u>	<u>419,400</u>	
69	<u>226,900</u>	<u>287,400</u>	<u>335,400</u>	<u>375,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,900</u>	
70	<u>227,700</u>	<u>288,200</u>	<u>336,100</u>	<u>376,000</u>	<u>393,300</u>	<u>420,600</u>	
71	<u>228,500</u>	<u>289,000</u>	<u>336,800</u>	<u>376,700</u>	<u>394,000</u>	<u>421,300</u>	
72	<u>229,300</u>	<u>289,800</u>	<u>337,500</u>	<u>377,400</u>	<u>394,700</u>	<u>422,000</u>	
73	<u>230,100</u>	<u>290,600</u>	<u>338,000</u>	<u>377,900</u>	<u>395,200</u>	<u>422,500</u>	
74	<u>230,800</u>	<u>291,100</u>	<u>338,600</u>	<u>378,600</u>	<u>395,900</u>	<u>423,200</u>	
75	<u>231,500</u>	<u>291,600</u>	<u>339,200</u>	<u>379,300</u>	<u>396,600</u>	<u>423,900</u>	
76	<u>232,200</u>	<u>292,100</u>	<u>339,800</u>	<u>380,000</u>	<u>397,300</u>	<u>424,600</u>	
77	<u>233,000</u>	<u>292,500</u>	<u>340,200</u>	<u>380,500</u>	<u>397,800</u>	<u>425,100</u>	
78	<u>233,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,700</u>	<u>381,100</u>	<u>398,500</u>		
79	<u>234,600</u>	<u>293,300</u>	<u>341,200</u>	<u>381,700</u>	<u>399,200</u>		
80	<u>235,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,700</u>	<u>382,300</u>	<u>399,900</u>		
81	<u>236,100</u>	<u>294,000</u>	<u>342,200</u>	<u>383,000</u>	<u>400,400</u>		
82	<u>236,800</u>	<u>294,400</u>	<u>342,700</u>	<u>383,600</u>	<u>401,100</u>		
83	<u>237,500</u>	<u>294,800</u>	<u>343,200</u>	<u>384,200</u>	<u>401,800</u>		
84	<u>238,200</u>	<u>295,200</u>	<u>343,700</u>	<u>384,800</u>	<u>402,500</u>		
85	<u>239,000</u>	<u>295,500</u>	<u>344,200</u>	<u>385,500</u>	<u>403,000</u>		
86	<u>239,700</u>	<u>295,900</u>	<u>344,700</u>	<u>386,100</u>			
87	<u>240,400</u>	<u>296,300</u>	<u>345,200</u>	<u>386,700</u>			
88	<u>241,100</u>	<u>296,700</u>	<u>345,700</u>	<u>387,300</u>			
89	<u>241,900</u>	<u>297,000</u>	<u>346,100</u>	<u>388,000</u>			
90	<u>242,400</u>	<u>297,400</u>	<u>346,600</u>	<u>388,600</u>			
91	<u>242,900</u>	<u>297,800</u>	<u>347,100</u>	<u>389,200</u>			
92	<u>243,400</u>	<u>298,200</u>	<u>347,600</u>	<u>389,800</u>			
93	<u>243,700</u>	<u>298,400</u>	<u>347,900</u>	<u>390,500</u>			
94		<u>298,800</u>	<u>348,400</u>				
95		<u>299,200</u>	<u>348,900</u>				
96		<u>299,600</u>	<u>349,400</u>				
97		<u>299,800</u>	<u>349,700</u>				
98		<u>300,200</u>	<u>350,200</u>				
99		<u>300,600</u>	<u>350,700</u>				
100		<u>301,000</u>	<u>351,200</u>				
101		<u>301,200</u>	<u>351,500</u>				
102		<u>301,600</u>	<u>351,900</u>				
103		<u>302,000</u>	<u>352,300</u>				
104		<u>302,400</u>	<u>352,700</u>				
105		<u>302,600</u>	<u>353,200</u>				
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>				
107		<u>303,400</u>	<u>354,000</u>				
108		<u>303,800</u>	<u>354,400</u>				

	109		<u>304,000</u>	<u>354,900</u>				
	110		<u>304,400</u>	<u>355,300</u>				
	111		<u>304,800</u>	<u>355,700</u>				
	112		<u>305,200</u>	<u>356,100</u>				
	113		<u>305,400</u>	<u>356,600</u>				
	114		<u>305,800</u>					
	115		<u>306,200</u>					
	116		<u>306,600</u>					
	117		<u>306,800</u>					
	118		<u>307,100</u>					
	119		<u>307,400</u>					
	120		<u>307,700</u>					
	121		<u>308,100</u>					
	122		<u>308,400</u>					
	123		<u>308,700</u>					
	124		<u>309,000</u>					
	125		<u>309,400</u>					
再任用職員		<u>186,500</u>	<u>214,200</u>	<u>258,600</u>	<u>278,900</u>	<u>294,500</u>	<u>320,600</u>	<u>363,600</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 2 5 条に規定する職員を除く。

新

別表第2（第4条、第7条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300
	2	122,500	174,100	195,900	248,700
	3	123,500	175,600	197,300	250,100
	4	124,400	177,100	198,700	251,500
	5	125,400	178,500	200,100	252,700
	6	126,400	180,000	201,600	254,000
	7	127,400	181,500	203,100	255,300
	8	128,400	183,000	204,600	256,600
	9	129,200	184,500	206,100	257,700
	10	130,200	185,700	207,700	259,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300
	12	132,300	188,300	210,900	261,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700
	14	134,100	190,800	214,000	263,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100
	16	136,100	193,200	217,400	266,200
	17	137,200	194,400	218,900	267,400
	18	138,400	195,600	220,100	268,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800
	20	140,800	197,800	222,500	271,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000
	22	143,100	200,000	225,400	273,100
	23	144,300	201,200	227,000	274,200
	24	145,500	202,400	228,600	275,300
	25	146,700	203,600	230,300	276,400
	26	148,200	204,900	231,800	277,500
	27	149,700	206,200	233,300	278,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800
	30	154,100	210,100	237,600	281,900
	31	155,600	211,400	239,000	283,000
	32	157,100	212,700	240,400	284,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000
	34	160,400	215,000	243,100	286,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200
	36	164,000	217,700	245,900	288,300
	37	165,800	218,800	247,200	289,000
	38	167,500	220,100	248,600	289,900
	39	169,200	221,400	250,000	290,800
	40	170,900	222,700	251,400	291,800
	41	172,500	223,800	252,600	292,700
	42	173,900	225,000	253,900	293,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700
	44	176,700	227,400	256,500	295,700
	45	178,200	228,600	257,600	296,500
	46	179,600	229,800	258,800	297,400
	47	181,000	231,000	260,000	298,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200
	49	183,700	233,400	262,500	300,100

50	<u>184,900</u>	<u>234,600</u>	<u>263,700</u>	<u>301,000</u>
51	<u>186,100</u>	<u>235,800</u>	<u>264,900</u>	<u>301,900</u>
52	<u>187,300</u>	<u>237,000</u>	<u>266,000</u>	<u>302,800</u>
53	<u>188,400</u>	<u>238,200</u>	<u>267,100</u>	<u>303,600</u>
54	<u>189,500</u>	<u>239,200</u>	<u>268,300</u>	<u>304,400</u>
55	<u>190,600</u>	<u>240,200</u>	<u>269,500</u>	<u>305,200</u>
56	<u>191,700</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>306,000</u>
57	<u>192,800</u>	<u>242,300</u>	<u>271,700</u>	<u>306,800</u>
58	<u>193,900</u>	<u>243,300</u>	<u>272,800</u>	<u>307,600</u>
59	<u>195,000</u>	<u>244,300</u>	<u>273,900</u>	<u>308,400</u>
60	<u>196,100</u>	<u>245,300</u>	<u>275,000</u>	<u>309,200</u>
61	<u>197,200</u>	<u>246,300</u>	<u>276,100</u>	<u>309,800</u>
62	<u>198,100</u>	<u>247,200</u>	<u>277,200</u>	<u>310,500</u>
63	<u>199,000</u>	<u>248,100</u>	<u>278,300</u>	<u>311,200</u>
64	<u>199,900</u>	<u>249,000</u>	<u>279,400</u>	<u>311,900</u>
65	<u>200,600</u>	<u>250,000</u>	<u>280,300</u>	<u>312,600</u>
66	<u>201,400</u>	<u>250,800</u>	<u>281,100</u>	<u>313,200</u>
67	<u>202,200</u>	<u>251,600</u>	<u>281,900</u>	<u>313,800</u>
68	<u>203,000</u>	<u>252,400</u>	<u>282,800</u>	<u>314,400</u>
69	<u>203,600</u>	<u>253,200</u>	<u>283,700</u>	<u>315,100</u>
70	<u>204,200</u>	<u>253,800</u>	<u>284,500</u>	<u>315,600</u>
71	<u>204,700</u>	<u>254,400</u>	<u>285,300</u>	<u>316,100</u>
72	<u>205,300</u>	<u>255,000</u>	<u>286,100</u>	<u>316,600</u>
73	<u>205,900</u>	<u>255,300</u>	<u>287,000</u>	<u>316,900</u>
74	<u>206,600</u>	<u>255,700</u>	<u>287,800</u>	<u>317,400</u>
75	<u>207,300</u>	<u>256,200</u>	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>
76	<u>208,100</u>	<u>256,700</u>	<u>289,400</u>	<u>318,400</u>
77	<u>208,500</u>	<u>257,300</u>	<u>290,200</u>	<u>318,700</u>
78	<u>209,200</u>	<u>257,800</u>	<u>290,800</u>	<u>319,100</u>
79	<u>209,900</u>	<u>258,300</u>	<u>291,400</u>	<u>319,500</u>
80	<u>210,600</u>	<u>258,800</u>	<u>292,000</u>	<u>319,900</u>
81	<u>211,300</u>	<u>259,200</u>	<u>292,500</u>	<u>320,400</u>
82	<u>212,000</u>	<u>259,500</u>	<u>293,100</u>	<u>320,800</u>
83	<u>212,700</u>	<u>259,800</u>	<u>293,700</u>	<u>321,200</u>
84	<u>213,400</u>	<u>260,100</u>	<u>294,300</u>	<u>321,600</u>
85	<u>214,100</u>	<u>260,500</u>	<u>294,800</u>	<u>322,000</u>
86	<u>214,800</u>	<u>260,900</u>	<u>295,400</u>	<u>322,400</u>
87	<u>215,500</u>	<u>261,300</u>	<u>296,000</u>	<u>322,800</u>
88	<u>216,200</u>	<u>261,700</u>	<u>296,600</u>	<u>323,200</u>
89	<u>216,800</u>	<u>261,900</u>	<u>297,000</u>	<u>323,500</u>
90	<u>217,400</u>	<u>262,300</u>	<u>297,500</u>	<u>323,900</u>
91	<u>218,000</u>	<u>262,700</u>	<u>298,000</u>	<u>324,300</u>
92	<u>218,600</u>	<u>263,100</u>	<u>298,500</u>	<u>324,700</u>
93	<u>219,100</u>	<u>263,500</u>	<u>299,000</u>	<u>325,000</u>
94	<u>219,600</u>	<u>263,900</u>	<u>299,500</u>	<u>325,400</u>
95	<u>220,100</u>	<u>264,300</u>	<u>300,000</u>	<u>325,800</u>
96	<u>220,600</u>	<u>264,700</u>	<u>300,500</u>	<u>326,200</u>
97	<u>221,200</u>	<u>264,900</u>	<u>300,900</u>	<u>326,500</u>
98	<u>221,700</u>	<u>265,200</u>	<u>301,400</u>	<u>326,900</u>
99	<u>222,200</u>	<u>265,400</u>	<u>301,900</u>	<u>327,300</u>
100	<u>222,700</u>	<u>265,700</u>	<u>302,400</u>	<u>327,700</u>
101	<u>223,300</u>	<u>266,100</u>	<u>302,800</u>	<u>328,000</u>
102	<u>223,900</u>	<u>266,300</u>	<u>303,200</u>	
103	<u>224,500</u>	<u>266,600</u>	<u>303,600</u>	
104	<u>225,100</u>	<u>266,900</u>	<u>304,000</u>	
105	<u>225,500</u>	<u>267,200</u>	<u>304,400</u>	
106	<u>226,000</u>	<u>267,500</u>	<u>304,800</u>	
107	<u>226,500</u>	<u>267,800</u>	<u>305,200</u>	
108	<u>227,000</u>	<u>268,100</u>	<u>305,600</u>	

109	<u>227,200</u>	<u>268,400</u>	<u>306,000</u>
110	<u>227,600</u>	<u>268,700</u>	<u>306,400</u>
111	<u>228,100</u>	<u>269,000</u>	<u>306,800</u>
112	<u>228,600</u>	<u>269,300</u>	<u>307,200</u>
113	<u>229,100</u>	<u>269,600</u>	<u>307,500</u>
114	<u>229,600</u>	<u>269,900</u>	<u>307,900</u>
115	<u>230,100</u>	<u>270,200</u>	<u>308,300</u>
116	<u>230,600</u>	<u>270,500</u>	<u>308,700</u>
117	<u>231,000</u>	<u>270,800</u>	<u>309,000</u>
118	<u>231,400</u>	<u>271,100</u>	<u>309,400</u>
119	<u>231,800</u>	<u>271,400</u>	<u>309,800</u>
120	<u>232,200</u>	<u>271,700</u>	<u>310,200</u>
121	<u>232,600</u>	<u>271,900</u>	<u>310,500</u>
122		<u>272,200</u>	<u>310,900</u>
123		<u>272,500</u>	<u>311,300</u>
124		<u>272,800</u>	<u>311,700</u>
125		<u>272,900</u>	<u>311,900</u>
126		<u>273,200</u>	<u>312,300</u>
127		<u>273,500</u>	<u>312,700</u>
128		<u>273,800</u>	<u>313,100</u>
129		<u>273,900</u>	<u>313,300</u>
130		<u>274,200</u>	<u>313,700</u>
131		<u>274,500</u>	<u>314,100</u>
132		<u>274,800</u>	<u>314,500</u>
133		<u>274,900</u>	<u>314,700</u>
134		<u>275,200</u>	
135		<u>275,500</u>	
136		<u>275,800</u>	
137		<u>275,900</u>	
再任用職員	<u>192,200</u>	<u>203,500</u>	<u>225,700</u>
			<u>247,000</u>

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

旧

別表第2（第4条、第7条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
1		121,600	172,600	194,500	247,300
2		122,500	174,100	195,900	248,700
3		123,500	175,600	197,300	250,100
4		124,400	177,100	198,700	251,500
5		125,400	178,500	200,100	252,700
6		126,400	180,000	201,600	254,000
7		127,400	181,500	203,100	255,300
8		128,400	183,000	204,600	256,600
9		129,200	184,500	206,100	257,700
10		130,200	185,700	207,700	259,000
11		131,200	187,000	209,300	260,300
12		132,300	188,300	210,900	261,600
13		133,100	189,700	212,300	262,700
14		134,100	190,800	214,000	263,900
15		135,100	192,000	215,700	265,100
16		136,100	193,200	217,400	266,200
17		137,200	194,400	218,900	267,400
18		138,400	195,600	220,100	268,600
19		139,600	196,700	221,300	269,800
20		140,800	197,800	222,500	271,000
21		141,900	198,800	223,800	272,000
22		143,100	200,000	225,400	273,100
23		144,300	201,200	227,000	274,200
24		145,500	202,400	228,600	275,300
25		146,700	203,600	230,300	276,400
26		148,200	204,900	231,800	277,500
27		149,700	206,200	233,300	278,600
28		151,200	207,500	234,800	279,700
29		152,600	208,800	236,200	280,800
30		154,100	210,100	237,600	281,900
31		155,600	211,400	239,000	283,000
32		157,100	212,700	240,400	284,100
33		158,600	213,600	241,700	285,000
34		160,400	215,000	243,100	286,100
35		162,200	216,300	244,500	287,200
36		164,000	217,700	245,900	288,300
37		165,800	218,800	247,200	289,200
38		167,500	220,100	248,600	290,200
39		169,200	221,400	250,000	291,200
40		170,900	222,700	251,400	292,200
41		172,500	223,800	252,600	293,100
42		173,900	225,000	253,900	294,100
43		175,300	226,200	255,200	295,100
44		176,700	227,400	256,500	296,100
45		178,200	228,600	257,600	296,900
46		179,600	229,800	258,800	297,800
47		181,000	231,000	260,000	298,700
48		182,400	232,200	261,200	299,600
49		183,700	233,400	262,500	300,500

50	<u>184,900</u>	<u>234,600</u>	<u>263,700</u>	<u>301,400</u>
51	<u>186,100</u>	<u>235,800</u>	<u>264,900</u>	<u>302,300</u>
52	<u>187,300</u>	<u>237,000</u>	<u>266,000</u>	<u>303,200</u>
53	<u>188,400</u>	<u>238,200</u>	<u>267,100</u>	<u>304,000</u>
54	<u>189,500</u>	<u>239,200</u>	<u>268,300</u>	<u>304,800</u>
55	<u>190,600</u>	<u>240,200</u>	<u>269,500</u>	<u>305,600</u>
56	<u>191,700</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>306,400</u>
57	<u>192,800</u>	<u>242,300</u>	<u>271,700</u>	<u>307,200</u>
58	<u>193,900</u>	<u>243,300</u>	<u>272,800</u>	<u>308,000</u>
59	<u>195,000</u>	<u>244,300</u>	<u>273,900</u>	<u>308,800</u>
60	<u>196,100</u>	<u>245,300</u>	<u>275,000</u>	<u>309,600</u>
61	<u>197,200</u>	<u>246,300</u>	<u>276,100</u>	<u>310,200</u>
62	<u>198,100</u>	<u>247,200</u>	<u>277,200</u>	<u>310,900</u>
63	<u>199,000</u>	<u>248,100</u>	<u>278,300</u>	<u>311,600</u>
64	<u>199,900</u>	<u>249,000</u>	<u>279,400</u>	<u>312,300</u>
65	<u>200,600</u>	<u>250,000</u>	<u>280,500</u>	<u>313,000</u>
66	<u>201,400</u>	<u>250,800</u>	<u>281,400</u>	<u>313,600</u>
67	<u>202,200</u>	<u>251,600</u>	<u>282,300</u>	<u>314,200</u>
68	<u>203,000</u>	<u>252,400</u>	<u>283,200</u>	<u>314,800</u>
69	<u>203,600</u>	<u>253,200</u>	<u>284,100</u>	<u>315,500</u>
70	<u>204,200</u>	<u>253,800</u>	<u>284,900</u>	<u>316,000</u>
71	<u>204,700</u>	<u>254,400</u>	<u>285,700</u>	<u>316,500</u>
72	<u>205,300</u>	<u>255,000</u>	<u>286,500</u>	<u>317,000</u>
73	<u>205,900</u>	<u>255,500</u>	<u>287,400</u>	<u>317,300</u>
74	<u>206,600</u>	<u>256,000</u>	<u>288,200</u>	<u>317,800</u>
75	<u>207,300</u>	<u>256,500</u>	<u>289,000</u>	<u>318,300</u>
76	<u>208,100</u>	<u>257,000</u>	<u>289,800</u>	<u>318,800</u>
77	<u>208,500</u>	<u>257,600</u>	<u>290,600</u>	<u>319,100</u>
78	<u>209,200</u>	<u>258,100</u>	<u>291,200</u>	<u>319,500</u>
79	<u>209,900</u>	<u>258,600</u>	<u>291,800</u>	<u>319,900</u>
80	<u>210,600</u>	<u>259,100</u>	<u>292,400</u>	<u>320,300</u>
81	<u>211,300</u>	<u>259,500</u>	<u>292,900</u>	<u>320,800</u>
82	<u>212,000</u>	<u>259,800</u>	<u>293,500</u>	<u>321,200</u>
83	<u>212,700</u>	<u>260,100</u>	<u>294,100</u>	<u>321,600</u>
84	<u>213,400</u>	<u>260,400</u>	<u>294,700</u>	<u>322,000</u>
85	<u>214,100</u>	<u>260,800</u>	<u>295,200</u>	<u>322,400</u>
86	<u>214,800</u>	<u>261,200</u>	<u>295,800</u>	<u>322,800</u>
87	<u>215,500</u>	<u>261,600</u>	<u>296,400</u>	<u>323,200</u>
88	<u>216,200</u>	<u>262,000</u>	<u>297,000</u>	<u>323,600</u>
89	<u>216,800</u>	<u>262,200</u>	<u>297,400</u>	<u>323,900</u>
90	<u>217,400</u>	<u>262,600</u>	<u>297,900</u>	<u>324,300</u>
91	<u>218,000</u>	<u>263,000</u>	<u>298,400</u>	<u>324,700</u>
92	<u>218,600</u>	<u>263,400</u>	<u>298,900</u>	<u>325,100</u>
93	<u>219,100</u>	<u>263,800</u>	<u>299,400</u>	<u>325,400</u>
94	<u>219,600</u>	<u>264,200</u>	<u>299,900</u>	<u>325,800</u>
95	<u>220,100</u>	<u>264,600</u>	<u>300,400</u>	<u>326,200</u>
96	<u>220,600</u>	<u>265,000</u>	<u>300,900</u>	<u>326,600</u>
97	<u>221,200</u>	<u>265,200</u>	<u>301,300</u>	<u>326,900</u>
98	<u>221,700</u>	<u>265,500</u>	<u>301,800</u>	<u>327,300</u>
99	<u>222,200</u>	<u>265,700</u>	<u>302,300</u>	<u>327,700</u>
100	<u>222,700</u>	<u>266,000</u>	<u>302,800</u>	<u>328,100</u>
101	<u>223,300</u>	<u>266,400</u>	<u>303,200</u>	<u>328,400</u>
102	<u>223,900</u>	<u>266,700</u>	<u>303,600</u>	
103	<u>224,500</u>	<u>267,000</u>	<u>304,000</u>	
104	<u>225,100</u>	<u>267,300</u>	<u>304,400</u>	
105	<u>225,500</u>	<u>267,600</u>	<u>304,800</u>	
106	<u>226,000</u>	<u>267,900</u>	<u>305,200</u>	
107	<u>226,500</u>	<u>268,200</u>	<u>305,600</u>	
108	<u>227,000</u>	<u>268,500</u>	<u>306,000</u>	

	109	<u>227,400</u>	<u>268,800</u>	<u>306,400</u>	
	110	<u>227,900</u>	<u>269,100</u>	<u>306,800</u>	
	111	<u>228,400</u>	<u>269,400</u>	<u>307,200</u>	
	112	<u>228,900</u>	<u>269,700</u>	<u>307,600</u>	
	113	<u>229,400</u>	<u>270,000</u>	<u>307,900</u>	
	114	<u>229,900</u>	<u>270,300</u>	<u>308,300</u>	
	115	<u>230,400</u>	<u>270,600</u>	<u>308,700</u>	
	116	<u>230,900</u>	<u>270,900</u>	<u>309,100</u>	
	117	<u>231,300</u>	<u>271,200</u>	<u>309,400</u>	
	118	<u>231,700</u>	<u>271,500</u>	<u>309,800</u>	
	119	<u>232,100</u>	<u>271,800</u>	<u>310,200</u>	
	120	<u>232,500</u>	<u>272,100</u>	<u>310,600</u>	
	121	<u>232,900</u>	<u>272,300</u>	<u>310,900</u>	
	122		<u>272,600</u>	<u>311,300</u>	
	123		<u>272,900</u>	<u>311,700</u>	
	124		<u>273,200</u>	<u>312,100</u>	
	125		<u>273,300</u>	<u>312,300</u>	
	126		<u>273,600</u>	<u>312,700</u>	
	127		<u>273,900</u>	<u>313,100</u>	
	128		<u>274,200</u>	<u>313,500</u>	
	129		<u>274,300</u>	<u>313,700</u>	
	130		<u>274,600</u>	<u>314,100</u>	
	131		<u>274,900</u>	<u>314,500</u>	
	132		<u>275,200</u>	<u>314,900</u>	
	133		<u>275,300</u>	<u>315,100</u>	
	134		<u>275,600</u>		
	135		<u>275,900</u>		
	136		<u>276,200</u>		
	137		<u>276,300</u>		
再任用職員		<u>192,400</u>	<u>203,800</u>	<u>226,000</u>	<u>247,300</u>

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条）

新	旧
（期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3及び附則第20項第3号までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1	（期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3及び附則第20項第3号までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の125</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1

新	旧
号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第20項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則 1～23 略 24 附則第20項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.0125</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第20項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則 1～23 略 24 附則第20項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.975</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年大口町条例第５号）の一部改正新旧対照表（第３条）

新	旧
附 則 （施行期日） １～６ 略 （給料の切り替えに伴う経過措置） ７ 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２１年大口町条例第２６号。<u>第１号において「平成２１年改正条例」という。</u>）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第２０項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に<u>１００分の９８．５</u>を乗じて得た額）を給料として支給する。 (1) <u>平成２１年改正条例附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員 １００分の９．５</u> (2) <u>前号に掲げる職員以外の職員 １００分の９９．８</u> ８～１４ 略	附 則 （施行期日） １～６ 略 （給料の切り替えに伴う経過措置） ７ 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２１年大口町条例第２６号）の施行の日において<u>同条例附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に１００分の９９．７</u>を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 ８～１４ 略

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第5条）

新	旧
附 則 1 及び2 略 <u>（給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u> 3 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第20項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）第16条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「第24条第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u> 4 <u>育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。</u> 5 <u>短時間勤務職員に対する給与条例附則第20項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）第18条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「第24条第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。</u> 6 <u>育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第20項の規定に</u>	附 則 1 及び2 略

新	旧
<u>より給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第23条第2項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例附則第23項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第6条）

新	旧
附 則 第1条及び第2条 略 第3条 略 2～6 略 7 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。 第4条 略 <u>（大口町職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u> <u>第5条 大口町職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第23条第2項」とあるのは、「附則第23項」とする。</u>	附 則 第1条及び第2条 略 第3条 略 2～6 略 7 前各項に規定するもののほか、この条例<u>（次条の規定を除く。）</u>の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。 第4条 略